

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年7月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800004号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800009号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年9月1日から同年8月17日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

請求者のA事業所における平成28年9月1日から同年12月23日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から同年11月までの標準報酬月額については、9万8,000円から14万2,000円とする。

平成28年8月17日から同年12月23日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年8月17日から同年12月23日まで

請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成28年9月1日となっている上、標準報酬月額についても給与明細書の報酬月額と相違しているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成28年9月1日、同日から平成28年12月23日までの標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

請求期間のうち平成28年8月17日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された出勤チェック表及び就業条件明示書により、請求者は当該事業所に平成28年8月17日から継続して勤務していたことが確認できることから、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を平成28年8月17日に訂正することが必要である。

また、平成28年8月の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答から、14万2,000円とすることが妥当である。

請求期間のうち平成28年9月1日から同年12月23日までの期間について、請求者は、当該期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)を上回っていることが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の当該期間に係る標準報酬月額について、14万2,000円とすることが妥当である旨回答している。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構の回

答から、14万2,000円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800013号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800010号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年9月1日から同年8月8日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

請求者のA事業所における平成28年9月1日から平成29年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円から14万2,000円とする。

平成28年8月8日から平成29年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年8月8日から平成29年5月1日まで

請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成28年9月1日となっている上、標準報酬月額についても給与明細書の報酬月額と相違しているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成28年9月1日、同日から平成29年5月1日までの標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

請求期間のうち平成28年8月8日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された就業条件明示書及び雇用保険の被保険者記録により、請求者は当該事業所に平成28年8月8日から継続して勤務していたことが確認できることから、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を平成28年8月8日に訂正することが必要である。

また、平成28年8月の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答から、14万2,000円とすることが妥当である。

請求期間のうち平成28年9月1日から平成29年5月1日までの期間について、請求者は、当該期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)を上回っていることが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の当該期間に係る標準報酬月額について、14万2,000円とす

ることが妥当である旨回答している。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構の回答から、14万2,000円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800014号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800011号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年9月1日から同年8月8日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

請求者のA事業所における平成28年9月1日から平成29年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円から16万円とする。

平成28年8月8日から平成29年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年8月8日から平成29年5月1日まで

請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成28年9月1日となっている上、標準報酬月額についても給与明細書の報酬月額と相違しているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成28年9月1日、同日から平成29年5月1日までの標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

請求期間のうち平成28年8月8日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された就業条件明示書及び雇用保険の被保険者記録により、請求者は当該事業所に平成28年8月8日から継続して勤務していたことが確認できることから、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を平成28年8月8日に訂正することが必要である。

また、平成28年8月の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答から、16万円とすることが妥当である。

請求期間のうち平成28年9月1日から平成29年5月1日までの期間について、請求者は、当該期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)を上回っていることが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の当該期間に係る標準報酬月額について、16万円とすること

が妥当である旨回答している。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構の回答から、16万円に訂正することが妥当である。